



社会保険労務士が 就業規則の整備を支援します！

鳥取県では、仕事と家庭の両立支援や誰もが働きやすい職場づくりを進めるに当たり、就業規則の整備でお悩みの企業等に、無料で働き方改革支援コンサルタント（就業規則整備支援）を派遣することとし、派遣を希望される企業等を募集しています。どうぞご活用ください！

応募要件

- 1 県内に事業所を有する企業（個人事業主を含む）、法人、団体であること。
- 2 鳥取県男女共同参画推進企業の認定申請を予定している企業等又は既に認定を受けている企業等であること。
- 3 鳥取県男女共同参画推進企業審査・認定要領（平成16年2月26日伺定め）第2条第1項に定める中小企業等であること。

支援内容

コンサルタントを皆さまの企業等へ派遣し、就業規則（育児・介護休業及びハラスメントの防止に関する規程（※1）を含む。以下「就業規則」という。）の作成又は作成済みの就業規則について労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法等関係法令へ適合するよう改正の上、所轄労働基準監督署へ届出を行うまでの事務を代行します。

※1 ハラスメントの防止に関する規程とは、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント及びパワーハラスメントの防止に関する規程をいう。

業務区分

新規作成又は全面改正（※2）

一部改正（※3）

※2 1社当たりのコンサルタントの活動日数（訪問、改正事務等に係る日数）は、8日を目安とします。

※3 1社当たりのコンサルタントの活動日数（訪問、改正事務等に係る日数）は、5日を上限とします。

費用

無料（コンサルタントの派遣に関する費用は、県が負担します。）

申し込み方法

所定の「働き方改革支援コンサルタント（就業規則整備支援）派遣申込書」に必要な事項を記入の上、就業規則等の規程を添付して、下記の申込先まで郵送、持参等によりご提出ください。

申し込み期限

令和4年2月28日（月）【必着】

ただし、申込件数が予算の上限枠に達した時点で募集を終了します。

その他

- 1 ご提出いただいた申込書類をもとに、県において派遣の可否を審査します。
- 2 コンサルタントは、鳥取県社会保険労務士会において選定の上、派遣しますので、お申込まただく企業等の皆さまにおいて指定をいただくことはできません。
- 3 コンサルタントが訪問する日・時間・場所は、県が派遣を決定した後、コンサルタントから連絡の上、調整させていただきます。（訪問する場所は、県内の事業所とします。）
- 4 鳥取県男女共同参画推進企業の認定を受けていない企業等にあつては、就業規則の改正が完了した後、派遣をされた年度内において速やかに認定申請を行っていただきます。（当該申請をいただけない場合は、やむを得ない理由があると認められる場合を除き、県よりコンサルタントの派遣に要した経費に相当する額を請求いたします。）

申込み・ 問合せ先

鳥取県令和新時代創造本部女性活躍推進課

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

TEL:0857-26-7792/FAX:0857-26-8196 E-MAIL:jyosei-katsuyaku@pref.tottori.lg.jp

HPアドレス: [https:// www.pref.tottori.lg.jp/danjyo/](https://www.pref.tottori.lg.jp/danjyo/)